

改正

平成28年3月31日訓令第20号

砂川市地域サロン活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、砂川市地域サロン活動支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、地域サロン活動（以下「サロン活動」という。）とは、高齢者の仲間づくり、生きがいつくり、又は介護予防など高齢者がいきいきと自立して暮らしていくために、地域住民が自主的に運営する団体（以下「サロン団体」という。）が取り組む活動とし、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

- (1) 65歳以上の高齢者の参加が概ね10名以上見込まれること。
- (2) 参加者が歩いて参加できる範囲の集会所等を活用し、地域住民に開かれた活動であることが見込まれること。
- (3) 開催回数は、年6回以上見込まれること。
- (4) 営業、営利、勧誘等を利用目的としないこと。
- (5) 趣味のサークル等がその構成員を対象として行う活動でないこと。

(実施主体)

第3条 支援事業の実施主体は、砂川市とする。

(事業内容)

第4条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 講師の派遣
 - ア 講師の選定は、市長が別に定める講師の中からサロン団体が選択するものとする。
 - イ 講師の派遣に係る経費は、市が負担する。
- (2) 会場借上げ
 - ア 会場借上げに対する支援の回数は、1団体当たり月4回を限度とする。
 - イ 当該サロン団体が負担すべき会場借上げに係る経費は、市が負担する。

(申請)

第5条 支援事業を受けようとするときは、砂川市地域サロン活動支援事業申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支援事業の実施の可否を決定したときは、速やかに砂川市地域サロン活動支援事業決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。なお、支援事業の実施は、予算の範囲内で行うものとする。

(取消し等)

第7条 市長は、支援事業の実施の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により支援の決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により決定を取り消したときは、砂川市地域サロン活動支援事業決定取消通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 支援事業の実施の決定を受けた者は、当該支援事業終了後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 砂川市地域サロン活動支援事業実績報告書（別記第4号様式）
- (2) 事業実施に係る日程、活動写真及び負担費用等活動実績が明らかとなる資料

(活動上の事故)

第9条 支援事業の実施中において事故が生じたときは、直ちに市へ報告しなければならない。

(安全の確保)

第10条 支援事業の実施に伴い、サロン団体は保険の加入など安全の確保に努めなければならない。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年9月24日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第20号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式 (第5条関係)

別記第2号様式 (第6条関係)

別記第3号様式 (第7条関係)

別記第4号様式 (第8条関係)